

岡山地域労働組合ニュース

第93号、10年6月22日 《連絡先》岡山市春日町5-6、Tel086-221-0133

偽装請負 事前面接の派遣法違反

偽装請負、事前面接の派遣法違反を申告
高梁学園（現順正学園）の100%出資の子会社から高梁学園に「業務委託」で5年間事務などの仕事をしてきた労働者が雇止めされました。

本人は、高梁学園の職員としての採用と聞いて、面接を受けました。面接は高梁学園の役員が行い、2年たったが高梁学園の正規職員に採用するから、子会社からの派遣になるように、子会社にはこちらから連絡しておくといわれました。

その後、賃金等も子会社より高い高梁学園に合わせるから源泉徴収票を学園に送るようにいわれ、子会社の社長と合うこともなく雇入通知書が送付されてきました。

当初3年は、本部で「業務委託」として、事務などの業務をしましたが、そこでは「勤務指示者」の子会社の社長の指示はなく、学園の職員から業務の指示を受けてしました。この状態は、本人が入る1年前から既に行われていました。

地域労組に加入して雇用調整助成金の活用も含めた雇用継続を求めましたが、会社は雇用調整助成金は会社の「生産性の向上にはつながりません。」と拒否して、雇止めを強行しました。

本人と組合は、岡山労働局に偽装請負、事前面接の派遣法違反、直接雇用の指導、勧告を求める申告をしました。



休暇を認めず一方的な解雇 65万円で金銭解決

運送会社の運転手として働いていたYさん（31才）は、休暇願を拒み続けられたためやむを得ず4月22日、一旦出勤し口頭で休むことを伝え休暇を取得しました。しかし、翌23日に出勤したところ、課長から休暇を了解していない事を理由に「仕事をさせない」「退職届を提出しろ」と

言われ退職を余儀なくされました。

6月3日、第1回団体交渉は本社の広島から2人の役員を含め3人が県労倉敷事務所に参加し交渉を行いました。組合は、①即日解雇による賃金1カ月分の解雇予告手当が支払われてなく違法である②解雇そのものが解雇権の濫用であり解雇無効である③しかし、Yさんに職場復帰の意思がなく、3カ月分賃金相当の75万円の金銭解決を、要求しました。

これに対し、会社側は解雇権の濫用を認めたくなくて減額を申し出たため組合も譲歩し、解決金として65万円で和解する事にしました。1回の団交で早期解決できた事案となりました。

厨房で働くパート解雇 謝罪させ1日で解決

今年4月から有料老人ホームの厨房でパートとして働くTさん（63才）は、6月16日、上司から仕事上のミス理由に今月一杯で解雇する旨を伝えられました。母子家庭のTさんは年金額が少なく次の仕事探しに取り掛かりましたが、解雇に納得できず県労倉敷の労働相談を訪れました。



組合は、厨房業務の請負先である岡山営業所に電話を入れ、正式の団体交渉申入れ手続きでは日数がかかるので、団交でなく話し合いで円満解決したい旨を伝え、翌日、県労会議の事務所で話し合いを持つことにしました。

話し合いに応じた管理者は、「初めて経験する仕事で2~3か月もすれば仕事に慣れミスはなくなるものを、若い幹部は安易に解雇できている」「Tさんを傷つけ申し訳ないと思っている」と謝罪しました。組合は、Tさんは職場復帰を望んでなく3カ月賃金相当の20万円の金銭解決を要求しました。管理者は「その程度なら了解できると思うが、一応、会社内の手続きが必要」であるとして、後日、改めて回答する事を約束しました。金額的は少ないが相談翌日にほぼ解決の見通しがつきました。

